

## 一般社団法人 日本環境教育学会 会費規約

(趣旨)

第1条 本規約は、一般社団法人日本環境教育学会定款第8条に基づき、会費について定めるものである。

(正会員の会費)

第2条 正会員(一般会員)は、会費年額8,000円とする。

2 正会員(学生会員)の会費年額は、4,000円とする。本項に該当する正会員は、大学学部又は大学院の在学者又はこれに準ずる在学者で常勤の職に就いていない者とする。

3 正会員(名誉会員)は、会費を要しない。本項に該当する正会員は、環境教育に関し特に功績があると認められ、理事会の議を経て総会において推薦された者とする

(団体会員の会費)

第3条 団体会員は、会費年額15,000円とする。

(賛助会員の会費)

第4条 賛助会員は、会費年額20,000円とする。

(納入期限)

第5条 会費の納入は、毎年度末日までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、新規入会者は入会時に会費を納入するものとする。

(入会金)

第6条 入会金は以下のとおりとする。

- (1) 正会員(一般会員)：1,000円
- (2) 正会員(学生会員)：要しない
- (3) 正会員(名誉会員)：要しない
- (4) 団体会員：2,000円
- (5) 賛助会員：要しない

(規約の改訂)

第7条 本規約を改訂する場合には、理事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

附則 この規約は、2016年12月3日から施行する。

2 第 6 条の規定にかかわらず、任意団体の会員が法人会員に移行する場合、新たな入会金は徴収しない。